



©宮城県・旭プロダクション

セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン
「セーフティ123」の参加者を応援する情報誌です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転してますか？

飲酒運転は凶悪な犯罪です！～しないさせない許さない～

【事故概要】

忘年会で飲酒した後、自転車を運転して帰宅途中、電柱に衝突したもの。

ドライバー語録

「自転車なら飲酒運転をしても大丈夫だと思ったのに・・」
「私はこれからどうなるのでしょうか？」
「逮捕されるんですか？私の名前が新聞やテレビに出てしまうんですか？」
「少しの距離だからと思ったのですが、今更、後悔しても遅いですよね。」



クルマも自転車も飲酒運転は絶対にダメ！

「飲酒運転は絶対にしてはいけない」ということは誰もが知っているはずです。

昨年、道路交通法が改正され、クルマと同様、自転車についても「酒気帯び運転」に対する罰則が設けられました。（3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）

また、「宮城県飲酒運転根絶に関する条例」も改正され、自転車も条例の対象となっています。

「セーフティ123通信」の読者の皆さんには、勿論「飲酒運転はしない」、「したことがない」という方々ばかりだと思いますが、飲酒直後はもちろん、飲酒した翌日の「二日酔い運転」も絶対にしないでください。



飲酒運転はしない！させない！許さない！

飲酒運転は凶悪な犯罪行為です。決して許される罪ではありませんし、飲酒運転をする理由に同情の余地はありません。

クルマはもちろん、自転車の飲酒運転も免許停止や免許取消の対象となります。

ドライバーや自転車利用者は「お酒を一滴でも飲んだら運転しない」という強い意思を持ちましょう。また、飲酒運転をするおそれのある人への「車両の提供」や「酒類の提供」、「飲酒運転車両への同乗」も飲酒運転者同様に罪に問われます。「飲酒運転は絶対に許さない」交通社会を目指して、一人一人が飲酒運転の根絶に努めましょう。

令和7年度夕暮れ時の交通事故防止運動

日没が早くなり、夕暮れ時の視界が非常に悪くなっています。ドライバーの皆さんには、夕暮れ時にはスピードを抑え、早めのライト点灯と、ハイビームを活用するなどして横断歩行者等の早期発見に努めましょう。

歩行者の皆さんには、外出時は明るい目立つ色の衣服を着用し、反射材やLEDライトを活用しましょう。

運動期間 10月1日（水）から1月31日（金）まで

◎ 「ラ・ラ・ラ」運動 ◎

- ライト・オン ~ Light on ~ (ドライバーは早めのライト点灯)
- ライト・アップ ~ Light up ~ (歩行者は明るい目立つ色の服装・反射材等の活用)
- ライト・ケアフル ~ Right careful~ (ドライバーは、前方右側からの横断歩行者に注意)

年末の交通事故防止運動 12月1日から12月31日まで

～ ゆっくり走ろう 師走の みやぎ ～

12月は、日没時間が年間を通じて最も早く、交通量の増加による渋滞や心理的な慌ただしさ、飲酒機会の増加、積雪・凍結等による路面状態の悪化等、様々な要因が重なり合って、交通事故が最も多発する時期です。

ゆとりを持った行動で交通事故を起こさない、遭わないようにしましょう。

冬道の安全運転1・2・3運動 12月1日から2月28日まで

冬道では、積雪凍結による滑走事故が多発する恐れがあります。

滑走事故を防止するために「冬道の1・2・3運動」と「滑走事故防止3原則」を実践しましょう。

ノーマルタイヤでの積雪・凍結路面の走行は重大事故につながります。

また、雪が降った後はタイヤ交換の予約が取りづらくなるため、余裕をもったタイヤ交換を行いましょう。

◎ 冬道の1・2・3運動 ◎

- 1割スピードダウンしよう
- 2倍の車間距離をとろう
- 3分早めに出発しよう

★ 滑走事故防止3原則 ★

- 急ブレーキをかけない
- 急ハンドルを切らない
- 急加速しない